

サイクリングしまなみ2024運営業務 公募型プロポーザル 実施要領

この要領は、サイクリングしまなみ2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会サイクリングしまなみ2024（以下「大会」という。）の運営に関する業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本募集は、愛媛県、広島県及び関係市町の令和6年度当初予算の成立並びに実行委員会の令和6年度事業計画及び事業予算の承認を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

第1 委託業務の概要

- 1 業務名
サイクリングしまなみ2024運営業務
- 2 委託業務の内容
サイクリングしまなみ2024運営業務仕様書のとおりとする。
- 3 履行期間
契約締結の日から令和7年3月19日（水）まで
- 4 委託料上限額
277,701千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第2 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- 1 単独で参加しようとする者
 - (1) 愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されている、又は参加申込書の提出までに登録が予定されていること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
 - (3) 公募開始の日から契約締結日までの間において、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
 - (4) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく再生、更生又は破産手続開始の申立てをしていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (8) 公道において交通規制を伴う定員3千人以上のサイクリング大会を開催した実績を有する者であること。
- 2 共同企業体で参加しようとする者
いずれかの構成員を代表者とする。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。
 - (1) 代表者は、前記1の要件を全て満たしていること。
 - (2) 構成員は、前記1の(1)から(7)の要件を満たしていること。

第3 応募の手続

1 担当窓口

(1) 担当窓口

サイクリングしまなみ2024実行委員会 今治現地本部
(愛媛県今治支局総務県民室内)

(2) 住所

〒794-8502 愛媛県今治市旭町一丁目4番地9

(3) 電話番号

0898-23-2955

(4) F A X 番号

0898-24-1586

(5) 電子メールアドレス

ima-soumu@pref.ehime.lg.jp

2 実施要領の配付

(1) 配付期間

令和6年2月19日(月)から3月8日(金)まで

(2) 配付方法

実施要領については、愛媛県ホームページの「入札情報(物品・委託等)」に掲載するほか、上記1の担当窓口において配付する。

なお、上記1の担当窓口で受け取る場合は、上記(1)の配付期間中の平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までとする。

3 説明会の開催

(1) 日時

令和6年2月29日(木)午後2時から

(2) 場所

今治市旭町一丁目4番地9

愛媛県今治支局3階中会議室

(3) 出席の申込み

ア 申込書類

説明会出席申込書【様式1】

イ 申込先

上記1の担当窓口

ウ 説明会出席申込期限

令和6年2月26日(月)午後5時まで(必着)

なお、F A X・電子メールで提出した場合は、必ず電話で着信確認を行うこと。

4 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式2】

イ 会社概要及びサイクリング大会運営業務に関する実績表【様式3】

なお、共同企業体で応募する場合は、代表者及び構成員の役割分担についての資料(様式任意)、構成員全員分の参加申込書【様式2】及び代表者の実績表【様式3】を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年3月8日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送等とする。

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までとする。

- (4) 提出先
上記1の担当窓口

5 質問の受付

プロポーザル及び業務に関する質問は、質問票【様式4】により、電子メールで受け付ける。

- (1) 受付期間

説明会終了後から令和6年3月8日（金）午後5時まで（必着）

- (2) 提出方法

ア 電子メールとする。

イ 送信先アドレス

ima-soumu@pref. ehime. lg. jp

ウ 件名を『サイクリングしまなみ2024運営業務に関する質問』とし、送信後速やかに、上記1の担当窓口で電話で着信確認を行うこと。

- (3) 回答

質問に対する回答は、参加申込書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容について、質問者の具体的な提案内容に密接に関わると実行委員会が認めるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

なお、上記(1)の受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

6 企画提案書の提出

参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

なお、提案数は、各者1つとする。

- (1) 提出書類

別紙「サイクリングしまなみ2024運営業務企画提案書作成要領」に定める書類一式

- (2) 提出期限

令和6年3月19日（火）午後5時まで（必着）

- (3) 提出方法

持参又は郵送等とする。

なお、持参以外の方法による場合は、上記(1)の提出期限内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

- (4) 提出先

上記1の担当窓口

- (5) その他

ア 提出された書類については、返却しない。

イ 提案書の再提出は、上記(1)の提出期限内に限り認める。

なお、提案書の部分的な差替えは認めない。

ウ 提案を取り下げる場合は、取下げ願い書【様式5】を提出するものとする。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願い書を提出するものとする。

また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

エ 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。

オ 提出期限までに提案書を提出しない参加者は、辞退したものとみなす。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (3) その他、企画提案に関する条件に違反した提案

第4 業務予定者の選定方法等に関する事項

1 業務予定者の選定方法

- (1) 別紙「サイクリングしまなみ2024運営業務公募型プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
なお、上記第1の4の委託料上限額を超えた場合は、審査対象とはならないものとする。
- (2) 審査は、「サイクリングしまなみ2024運営業務予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。
- (3) 審査は、プレゼンテーションによる審査とする。
ただし、参加事業者が1者のみであった場合、書面審査とする場合がある。
- (4) 感染症対策や審査員の出席状況等により、プレゼンテーションによる審査をオンラインで実施する場合がある。

2 プロポーザル審査会

- (1) プロポーザル審査会の開催日程等については、別途、参加者に通知する。
[予定] 日程:令和6年3月25日(月)、会場:愛媛県今治支局4階大会議室
- (2) パソコン（参加者自身が用意すること。）とプロジェクター（サイクリングしまなみ2024実行委員会今治現地本部（以下「今治現地本部」という。）が用意する。）を用いてプレゼンテーションを行うものとし、説明時間は1参加者当たり40分（説明25分、質疑応答15分）を予定している。
なお、追加資料の配付は認めないものとする。

第5 業務予定者の選定

- 1 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を、業務予定者として選定する。ただし、審査基準において、評価の得点が平均60点以上の者に限る。
なお、参加者が1者のみであった場合は、審査基準において、評価の得点が平均60点以上の場合に限り、業務予定者に選定する。
- 2 選定結果は、次のとおり各参加者に通知する。
 - (1) 通知日
[予定]令和6年3月26日(火)
 - (2) 通知方法
参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

第6 契約

1 契約の締結

選定委員会により選定された業務予定者と、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合、別途、実行委員会が定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。

この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

2 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

3 契約保証金

契約保証金は、愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。

第7 公正なプロポーザルの確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第8 その他

- 1 提出された参加申込書、提案書等は、業務予定者選定以外の目的で使用しない。
- 2 プロポーザルに関し、今治現地本部から受領又は閲覧した資料等は、今治現地本部の了解なく公表又は使用してはならない。
- 3 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該参加者がその責めを負う。

【参考】

サイクリングしまなみ2024運営業務
公募型プロポーザル 手順手順

